平成26年12月和水町議会定例会会議録

平成26年12月10日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

- 1. 平成26年12月10日午前10時00分招集
- 2. 平成26年12月10日午前10時00分開会
- 3. 平成26年12月10日午後0時22分散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 和水町役場議場
- 6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番	生	Щ	敬	之	$2^{\frac{3}{4}}$	昏	森	潤	_	郎		3番	蒲	池	恭	_
4番	豊	後	7	カ	5 7	¥	荒	木	政	士		6番	松	村	慶	次
7番	小	Щ	B	堯	8 7	F	髙	巢	泰	廣		9番	庄	Щ	忠	文
10番	池	田	龍之分	介	117	F	杉	村	幸	敏		12番	笹	渕	賢	吾
13番	荒	木	拓!	馬	$14\overline{3}$	番	杉	本	和	彰						

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

- 8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
- 9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
- 10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長松尾裕二書記前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町	長	福	原	秀	治	教	育	長	小	出	正	泰
総務課	長	髙	木	洋-	一郎	総合兼住	支 所民 課		松	尾	憲	成
会計管理	!者	隈	部	久美	美子	企 匪	ゴ 課	長	今	村	裕	司
税務住民調	具長	石	原	民	也	健康	福祉課	長	堤		_	徳
経済 課	長	坂	本	政	明	建設	设 課	長	池	田	宝	生
学校教育部	果長	吉	田		収	社会	教育課	長	有	富	孝	_
学校統合推進	室長	樋	口	哲	男	福袖	止 課	長	坂	本	誠	司
事 業 課	長	Щ	下		仁	町立病	院事務	部長	豊	後	正	弘
特別養護者ホーム施設	芒人 设長	石	原	忠	邦							

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

```
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 委員長報告 議員派遣 (議会運営委員会、政治倫理調査会)
日程第6 承認第10号 専決処分の承認について(平成26年度和水町一般会計補正予算(第
           7号))
日程第7 議案第52号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第53号 和水町課設置条例の制定について
日程第9 議案第54号 和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について
日程第10 発議第7号 和水町議会委員会条例の一部改正について
日程第11 議案第55号 和水町斎場条例の一部改正について
日程第12 議案第56号 和水町国民健康保険条例の一部改正について
日程第13 議案第57号 平成26年度和水町一般会計補正予算(第8号)
日程第14 議案第58号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)
日程第15 議案第59号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
日程第16 議案第60号 平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第17 議案第61号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)
日程第18 議案第62号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第2号)
日程第19 議案第63号 町道の路線廃止について
日程第20 議案第64号 町道の路線認定について
```

開会・開議 午前10時00分

○議長(杉本和彰君) 起立願います。おはようございます。

日程第21 陳情等の常任委員会付託について

御着席ください。

ただいまから、平成26年12月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(杉本和彰君) 日程第1、会議事録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において11番杉村幸敏君、12 番笹渕賢吾君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(杉本和彰君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(杉本和彰君) 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年12月和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私極めて御多忙なところ全員の御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長より説明がありますが、議員各位に おかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない 次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告、9月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、お手元に配布しているとおりです。

以上で、諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長(杉本和彰君) 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長 福原秀治君

〇町長(福原秀治君) 皆さん、おはようございます。町長の福原でございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成26年度和水町議会12月定例会の開会にあたり、御挨拶並びに行政報告を申し上げます。議員各位におかれましては、師走の御多忙の中を本定例会に御出席を賜りましたこと、誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。12月の声を待っておりましたかのごとく、気候もめっきり冬めいてまいりましたが年内納めの12月定例会をそろって恙なく迎えることができますことを、議員各位とともに喜びといたしたいところでございます。

反面、9月定例会以降も全国の各地で予期せぬ自然災害に見舞われ、御嶽山の水蒸気噴火、長野北部地震、徳島の豪雪被害など、またしてもいきなりの天変地異により多くの犠牲者と家屋等への甚大な被害が発生いたしております。また、阿蘇山の中規模マグマ噴火においては風評被害

など、周囲の農産物に相当な影響を与えているものの報道もございます。同じ言葉の繰り返しになってしまいますが、犠牲となられました方々に対し哀悼の意を表しますと同時に、被災された多くの方々そしてその地域の一刻も早い復旧、復興をお祈りいたすものでございます。つけましても、年内20日ばかりを残しますけれども、この和水町が平穏無事な1年間であったことに安堵をいたしておるところでございます。

さて、地方創生の特命大臣が誕生し、地域の「まち・ひと・しごと創生」による活性化とアベノミクスの隅々までの浸透を図るとして、安倍改造内閣がスタートしたことは御案内のとおりでございます。これを受け県内でも国会議員団、県会議員団を中心にチーム熊本として各市町村から具体的施策を吸い上げ、他都道府県に先駆けての政策アピールを展開中でございます。

また、11月19日に開催されました全国町村長大会におきましても地方独自の施策とともに田園 回帰ローカルプライド、ローカルアクションという新しい表現が出てまいったところでございま す。このあたりの概念、方向性これをわきまえながらわが町でも、地域の活性化、新しい発想に よる町の勢いの回復はまさに急務でございます。

一つ、和水町への新しい人の流れをつくる。一つ、和水町に仕事をつくり雇用の場を広げる。 一つ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。一つ、時代に適合した地域をつくり安心な暮らしを守る。一つ、地域と地域を連携する。これらの基本コンセプトを柱といたしまして、国の具体的推進方策が示されましたならば、すぐに対応でき手を挙げるための準備が大変重要であると認識をいたしているところでございます。この件につきましては、一般質問もいただいているようでありますので、その際に建設的な御議論ができればとそういうふうに考えております。したがいまして、まちづくり推進課設置等の町内組織変更案もこれを効果的に推進する体制の構築を含めて、本議会への御提案を予定いたしております。

また、学校教育問題、公共工事関連等々に関する諸状況につきましては、一部報道等もありまして、議員各位並びに町民の皆様の心をお痛めすることになり、大変申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。事案の当事者といたしまして、誠意を持って真摯に対応し、また行政として改めるべきは早急に改善を図ってまいりたいと思いますので、議員各位の御助言、御協力のほどを併せてお願い申し上げます。逆に私たち和水町民が活気づくような出来事もございます。中学駅伝、高校駅伝における地元中高生の大活躍、英語暗唱コンクール、税の週間中学作文コンクール上位入賞などがございました。また、三加和旧小学校跡地活用では、果実堂、スローワークスクール熊本の事業開始が決定し、その他民間事業誘致の候補先に対しましても、鋭意折衝を続けているところでございます。議会の絶大なる御協力も賜りながら、誘致の実現に向け全力を傾けてまいりたいと決意をいたしておるところでございます。なお、9月定例会以降の行政関係の主要な事案に関しましては、議員各位のお手元にお配りをいたしているとおりでございますが、時間等々の関係上個々の事業についての御説明は省略させていただきます。何とぞ、お許しいただきますようお願いを申し上げます。

さて、御案内のとおり、本定例会は本日12月10日を初日といたしまして、17日までの開催が予定され専決処分議案1件、条例改正等議案6件、補正予算議案6件、その他町道等にかかわる議

案 2 件の計14件を上程させていただく予定でございますので、御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。本定例議会の日程は、折からの衆議院の解散、総選挙と重なってしまいます。本日及び選挙日当日を入れて、残る5日間の選挙期間となりますが、町民の皆様には最大の権利行使の場となります。お忙しい中ではございますが、是非とも投票を行っていただきますようお願いを申し上げたいところでございます。議員各位には今既に啓発をいただいておることと思いますけれども、なお一層投票行動の後押し、促進をお願い申し上げたいと存じます。

結びといたしまして、議員各位並びに町民の皆様には本年1年間和水町町政に多大な御協力を 賜りましたことに心からの御礼を申し上げ、残りわずかとなりましたが、本年中の御健勝を祈念 いたし新たな年をお健やかにお迎えいただきますことをお祈り申し上げまして、意を尽くしませ んが本定例議会開会にあたっての行政報告並びに御挨拶に代えさせていただきます。

御静聴、ありがとうございました。

平成26年12月10日、和水町長福原秀治。

ありがとうございました。

○議長(杉本和彰君) これで、行政報告は終わりました。

日程第5 委員長報告 議員派遣(議会運営委員会、政治倫理調査会)

〇議長(杉本和彰君) 日程第5、委員長報告、議員派遣について議会運営委員長及び政治倫理 調査会長より視察研修報告を行います。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 小山 曉君

○議会運営委員長(小山 曉君) 改めまして、皆さんおはようございます。

和水町議会運営委員長の小山でございます。ただいまから平成26年度和水町議会議員視察研修報告を行います。和水町議会では、去る、10月28日から30日にかけて2泊3日の日程で、鳥取県日野郡日南町と島根県邑南町の2町を視察してまいりました。今回初日に訪問しました日南町は中国山地のほぼ中央、広島県と岡山県そして島根県の3県に隣接する県境の町です。人口5,421人、面積が340.9平方キロメートルでその面積の9割が森林で、農林業を主産業とする典型的な中山間地域であります。高齢化率は既に46%を超えており、まさに30年後の日本の姿と言われる過疎の町でしたが、それにひるむことなく町では創造的な過疎のまちづくりに向けて特色ある事業に果敢に挑戦しており、予算規模も62億8,474万1,000円で想像以上に活性化している町だなという印象を受けました。その中でも、特に光ファイバーケーブルの整備をはじめ、子育て支援策としての保育料の負担軽減や公共交通対策では、デマンド方式5路線と巡回バス1路線さらには町営バス5路線が敷かれており、きめ細かな運用が図られておりました。その他、町独自の健康づくりの推進や地域再生計画による、農林業研修制度を設置し全国各地から農林業分野への参入を促進させ、若者が町内に定住できる仕組みづくりなど日南町独自のスタイルを誇りとする、情報発信のまちづくり、創造的過疎の町への挑戦が着実に進められておりました。なお、今回日南町での視察研修の目的は議会改革への取り組みと、地域まちづくり協議会の設置状況と現状につい

て行政視察を行いましたが、当日南町の沿革につきましては昭和34年の新市町村建設促進法によ る、総理大臣勧告に基づいて当時五つの町村が合併して日南町が誕生し、現在にいたっておりま すが平成12年当時の地方分権一括法による市町村合併の際は、広域合併への動きはあったものの 他町村との意見がかみ合わず、単独町政を選択してきたとのことでございました。現在、日南町 の議員定数は12人で二つの常任委員会と五つの特別委員会で構成されており、これまで様々な議 会改革に向けてスピード感を持って実践実現されておりますが、実現されてきていますが、その 中には平成13年3月議会で各種審議会と委員への就任制限が議決されており、議会はあくまでも 看守の立場であること明確に示しております。その他、平成15年1月から議員全員に公用のパソ コンの貸与開始、平成16年9月から本会議のケーブルテレビ生中継、録画放送の開始や平成17年 6月から電子メール、ファックスによる公文書の受送信が始まっています。さらに日南町議会で は、地方分権が進む中で町民の負託に答えるために、議会改革に関する調査特別委員会を平成23 年6月21日に議決し、委員定数を議会議員全員12名として発足させ町民からの意見を聞く会を平 成23年7月からスタート、また議会報告会や意見交換会は平成24年から開催されるなど、新しい 取り組みが次々と実践されており、町民への情報公開が図られていました。なお、議会基本条例 制定、町長の反問権につきましては、議員発議によって平成25年9月議会で議決され、同年10月 1日から施行されております。その他、議会のインターネット配信は現在検討中、現在検討協議 中ということでございましたが、すべての委員会、議会運営委員会を除くのテレビ中継録画放送 は、本会議同様行っており、住民サービスの充実ぶりを伺い知ることができました。また、議会 改革に関する調査特別委員会の設置により、情報公開、政策立案、組織運営の三つの側面からの 調査検討が確実に実践されており、条例化へ向けての確かな歩みが実績として確実に進められて いることを確認することができました。次に、まちづくり協議会の設立の経緯と組織の役割、並 びに具体的な活動の現状等について研修を行いましたが、日南町のまちづくりの背景には高齢化 率46.5%という超過疎の町の実現を直視し、このまま何も手を打たなければ現在約5,300人の人口 が30年後の2040年には、2,400人まで減少するという極めて厳しい現状を受け止め危機感を持って 新たなまちづくり、仕組みづくりを平成17年から18年にかけて提案し設立していますが、当時35 あった行政区を7つのまちづくり協議会に再編構築して、住民と行政が協働してまちづくりのた めの新たな自治会組織としてスタートして既に10年を迎えておりますが、当初まちづくり協議会 と自治会の役割の違いやまちづくり協議会の必要性を住民の方が理解するのに時間を要したとい うことでございましたが、新しい地域づくりについての理解を深めるための努力は今も続けてい るとのことでございました。そのまちづくり協議会の役割は、地域の意見を纏めながら地域間へ の把握と主体的な解決方法を求めながらまちづくりを推進していくことになっています。なお、 町からの支援体制としては、地域担当職員制度として各まちづくり協議会に4人の職員をはり付 けて活動を支援することになっています。また、まちづくり協議会の運営にかかる経費に対しま しては、まちづくり協議会運営交付金として一括交付金制度が設けられており、その使途につい ては協議会の自主的な裁量に委ねてあります。更に活動拠点となっている地域振興センターには 事務長兼任の地域振興選任職員が1名、アドバイザーとして配置されています。その他まちづく

り協議会では各協議会ごとに5カ年計画を策定し、毎年7地域連携事業として地域づくり大会が 開催されていますが特色ある活動の取り組みとしては、歴史を掘り起こした「古事記」関連のイベント開催や特産品を通じての都市との交流事業、あるいは、花の溢れた地域づくり、観光をメインにした地域づくりなど、住民の生きがいづくりのための活動や経済活性化、あるいは地域の 伝統文化の継承や交流促進事業等が地域挙げて取り組まれており、創造的過疎のまちづくりの挑戦が実践されていました。

次に、2日目の視察研修先は島根県中南部に位置する邑智郡邑南町を視察しました。邑南町は 人口1万1,557人、面積が419.2平方キロの広大な地域でそのほとんどが山林で占められており、 平成16年10月1日に邑智郡の3町村が合併して邑南町が誕生しています。現在、邑南町では「和」 のまちづくりを基本理念として、住みたくなる、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづ くりを推進していますが、町の予算額は137億2,500万円となっています。議員定数は15人で三つ の常任委員会と二つの特別委員会で構成されており、議会活性化に向けた取り組みがなされてお り、平成25年度は「あなたの一言がまちづくりの一歩です」をテーマに掲げ、町民との意見交換 会を町内12カ所で開催したことの報告がありましたが、邑南町議会では平成19年に議会基本条例 を制定しており、その条例の中に議会は町民と意見交換の場を多様に設けなければならないと規 定してあり、この条例に基づいて平成20年から毎年町内各公民館で議会と町民との意見交換会が 開催されており、より町民に開かれた議会活動が実践されていました。この議会基本条例制定の 背景には、いくつかの要因があげられていますが、その一つに合併後3年が経った時点で旧町村 議会の様々な運営方針が統一され、定着してきたことを踏まえて申し合わせにとどめず、議会の 在り方や議会運営の原則を条例という形で明文化して、議会と議員の目指すべき方向を統一意志 として条例化することに、議会内の合意ができたことが上げられています。次2点目には、地方 分権改革により、地方自治体の権限と仕事の拡大しそれに伴い議会の果たす役割が大きくなった ことが上げられています。その他にも邑南町まちづくり基本条例が制定されたこともその要因と して上げられています。なお、邑南町議会では詳細まで条例で規定する方式はとらないとしてお ります。つまり、委員会条例、会議規則、傍聴規則など関連する例規の見直しや条例との整合性 を図りながら、体系化を図り、具体的な規定を行うことにしています。またそのための記述は簡 潔明瞭にし、基本事項だけを定めることにとどめたということと、論点整理は全国町村議長会の 分権化に対応した新たな町村議会の活性化報告を参考にしたことなどが、今後和水町が基本条例 をもし策定するとするならば、計画を進めていく上で大変参考になったことを強調しておきたい と思います。なお、邑南町議会基本条例は前文と第1条から第16条までの条文と附則で構成され ており、印象としましては全体が簡潔明瞭に纏められているとの感想を持っています。次に、邑 南町が定住促進として全町一丸となって取り組んでいる、子育て支援に重点をおいた日本一の子 育て村構想について研修を行いましたが、邑南町では平成25年度の人口動態において転入者が転 出者を20名上回り、合併10年にして初めての社会増となったことが大きな話題となり、町では平 成23年度から全町上げてのプロジェクトとして子育て世代に焦点をおいた取り組みが行われてい ました。高齢化率41.5%の過疎の町である邑南町が今全国の注目を浴びている理由は、子どもの

医療費を無料に、また2人目以降の保育料を無料にするなど子育て世代に向けたサービスを次か ら次へと打ち出した結果、これに反応した全国のシングルマザーやIターン者の移住によって町 の人口がプラスに転じているという町であります。既にこの町では日本創生会議が発表した人口 減少の推計に危機感を抱き、早くから定住促進対策に取り組んできたと聞いていますが、当邑南 町では田園回帰のための三つの戦略として、日本一の子育て村構想と邑南町でしか味わえない食 や体験をA級グルメと称して地域ブランドの構築と関連産業の活性化を図るという戦略、さらに は徹底した移住者へのケア事業の推進の三つの戦略を基本計画として取り組んでいます。具体的 な取り組みの内容としては、子育て世代の経済的な負担軽減を軸とした施策を始め町内の公立病 院の医療体制の充実として、産婦人科、小児科、内科、外科の専門医の医師10名を常勤で勤務さ せており、なおかつ緊急時の場合は、病院の敷地内のヘリポートに発着でき広島などの中心医療 機関から約20分足らずで、医療専門チームが駆けつけてくれるという安心、安全の条件整備が整 っているのにこれまた驚きました。また移住者や定住を希望するUターン、Iターン者に対する きめ細かい支援策として、定住コーディネーターの配置や住宅改修等補助、空き家改修補助等の 定住事業がセットされており、国のいう地方創生の総合戦略の一歩先を行っており、まちづくり に対する先見の目が鋭い目であることを強く深く認識された研修となりました。以上で平成26年 度和水町議会議員視察研修報告を終わります。

○議長(杉本和彰君) これで、議会運営委員長の報告を終わります。

次に、政治倫理調査会長の報告を求めます。

政治倫理調査会長 笹渕賢吾君

〇政治倫理調査会長(笹渕賢吾君) おはようございます。政治倫理調査会の研修報告を行います。なお、政治倫理調査会は今回が初めての研修でございます。11月7日鹿児島県自治会館議長会会議室におきまして、地方自治法に詳しく議員必携作成に携わってこられた鹿児島の池田正夫先生から議員の政治倫理に関し、お話をお聞きいたしました。研修は、政治倫理調査会委員の6名と議長、副議長、議会事務局2名の計10名の参加で行いました。池田先生は、80歳を超える年齢でしたが、議員としての倫理観や日常的な議員の活動など基本的なお話をしていただきました。選挙で選ばれた議員は住民の模範となるべき日頃の行動が大切であること、地方自治法をしっかり勉強し日常的に住民の声をよく聞き、調査研究を行い町民の幸せのためのまちづくりの提案、議論を大いに進めなければならないとの話でした。和水町議会だよりの内容について、表紙や見出し議員の書いた原稿についても住民から見てどうなのかを考えて発行すべきとの指摘もあり、大変、有意義に学ぶことができました。この研修で学んだことを生かし、議会議員としてえりを正し町民から信頼される議員としての倫理観を身につけるとともに、町民の願いに応える活動が求められていると痛感したところです。以上、政治倫理調査会研修報告といたします。

○議長(杉本和彰君) 以上で、政治倫理調査会長の報告を終わります。

日程第6 承認第10号 専決処分の承認について(平成26年度和水町一般会計補正予算(第7 号))

○議長(杉本和彰君) 日程第6、承認第10号「専決処分の承認について(平成26年度和水町一般会計補正予算(第7号))」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(髙木洋一郎君) おはようございます。ただいま議題となりました承認第10号、専 決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

承認第10号、専決処分の承認について、地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定により、専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し承認を求める。 平成26年12月10日提出、和水町長福原秀治でございます。専決処分の理由は、本年12月14日執行の衆議院議員総選挙の事務に早急に着手する必要があったために、必要な経費を専決処分したものでございます。

予算書の表紙の裏をご覧いただきたいと思います。

平成26年和水町一般会計補正予算(第7号)次の定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ887万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,020万6,000円とする。第2項、歳入歳出の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年11月21日専決。和水町長福原秀治です。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正について御説明いたします。歳入につきましては、2ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどに15款県支出金、3項県委託金を補正前の額に838万3,000円を追加して、補正後の額を3,236万1,000円に、また最下段の19款繰越金、1項繰越金を補正前の額に49万2,000円を追加して、補正後の額を5億3,988万4,000円として、歳入合計69億6,020万6,000円とするものです。

歳入については4ページをお開きいただきたいと思います。2 款総務費の4項選挙費に887万5,000円を追加して、補正後の額を971万4,000円として歳出合計69億6,020万6,000円とするものです。以下、資料として添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書にて内訳等を御説明申し上げます。歳入の追加補正額887万5,000円の内訳は、8ページをお開きいただきたいと思います。15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金の一番右の説明欄をご覧いただきたいと思います。衆議院議員選挙費委託金が838万1,000円、その他開票速報事務委託金、最高裁判官国民審査委託金として、それぞれ1,000円の存目を計上し合計の838万3,000円を追加補正いたしました。次に、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は財源調整のために前年度繰越金を49万2,000円追加補正したものでございます。歳出の追加補正額887万5,000円の内訳は、9ページをご覧ください。2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費を追加補正したものです。1節の報酬92万5,000円は投票管理者や立会人、開票管理者に対する報酬でございます。3節職員手当等は452万4,000円を追加補正いたしました。選挙事務に従事する職員の手当でございます。8節報償費の5万9,000円は、投票所の借用謝礼などでございます。9節の旅費3万1,000円は選挙管理委員に対する費用弁償です。11節需用費は37万1,000円を追加補正をいたしました。その内訳は、消耗品、選挙用の消耗品として10万円、それから燃料費に4万円、食糧費に8万9,000円、印刷製本費に14

万2,000円でこちらは入場券それから投票所掲示物の印刷、ポスター掲示上の注意書きなどを印刷するものです。12節役務費は58万8,000円を追加補正いたしました。内訳は、通信運搬料として入場券の郵送料それから開票所の臨時電話開設などの53万4,000円、それと手数料といたしましては、選挙公報の配達手数料5万4,000円でございます。13節委託料は、ポスター掲示板の設置及び撤去の委託料といたしまして、125万円です。14節使用料及び賃借料は、4万7,000円を追加補正いたしました。その内訳は、施設使用料に1万、それから携帯電話等の借り上げ、開票所のファクシミリ等の借り上げで3万7,000円です。18節の備品購入費は自書式読み取り分類器のユニットを増設するために8段のユニットを購入いたします。108万円を追加補正いたしました。

以上、承認第10号、平成26年度和水町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について提案理由の説明を申し上げました。御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ専決処分の提案理由とさせていただきます。

日程第7 議案第52号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

〇議長(杉本和彰君) 日程第7、議案第52号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部 改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 髙木洋一郎君

○総務課長(髙木洋一郎君) 議案第52号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 について提案理由の説明を申し上げます。和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例を次のように制定することとする。平成26年12月10日提出、和水町長福原秀治でござい ます。今回の条例改正につきましては、国家公務員の給与について今年10月に人事院勧告どおり に給与改定を行うとする閣議決定がなされました。本年の人事院勧告は、月例給及びボーナス共 に7年ぶりの引上げでございます。月例給は、民間給与との格差0.27%、額にいたしまして、1,090 円を埋めるため、それから世代間の給与配分の観点から若年層に重点をおきながら、俸給表の水 準を引き上げるものです。また、ボーナスにつきましても民間との格差を是正するため年間0.15 月分100分の15です。それから、再任用職員にあっては、100分の5、0.05月分を引き上げること とされております。勤勉手当に配分するものでございます。今年度においては冬のボーナスにお ける勤勉手当に配分がなされております。その他、通勤手当がわずかながら増額の改定がなされ ているところです。一方熊本県におきましては、熊本県人事院委員会は国の人事院勧告と異なる 勧告を行っております。熊本県の民間給与との格差0.55%、額にいたしまして、2,066円を埋める ために給料表水準を引き上げるものです。また、ボーナスについても、官民格差を是正するため に国の人事院勧告と同様の人事委員会勧告を行いました。その他の諸手当については、国の人事 院勧告と同様の勧告を行っているところです。地方公務員の給与につきましては、社会一般の情 勢に適応すること、国や他の地方自治体職員、及び民間事業従事者との均衡を考慮しなければな らないと規定されておりますことから、本年の本町一般職の職員の給与につきましては、人事院 勧告及び熊本県人事委員会勧告を比較検討いたしました結果、国に準じた給料表等の改定を提案

させていただくものでございます。では、改定の内容を御説明申し上げます。議案書の第 1 条について、資料添付しております、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。26分の 1 ページをご覧ください。第 19条第 2 項、第 1 項中、右側が改正前、左側が改正後でございます。100分の67.5 を、100分の82.5に改め、同項第 2 号中の右100分の32.5から改正後に100分の37.5に改めるものです。第 1 号につきましては、再任用職員以外の職員の勤勉手当の率を100分の15引上げ、2 号におきましては、再任用職員の勤勉手当の率を100分の15引き上げるものでございます。

新旧対照表の1ページの後半以降、24ページまでにつきましては、別表1及び別表2を改めるものです。別表1は行政職の給料表、別表2は医療職給料表の改正でございます。前段で述べましたようにこの給料表、若年層に重点をおきながら給料表の水準を引き上げるもので、平均をして0.27%のベースアップとなっております。ただし、再任用職員の改定は行われておりません。

次に、改正条例第2条について御説明を申し上げます。新旧対照表の25ページ、最後のページの裏でございます。右方に第2条関係と大きく記述をしておりますが、こちらをご覧いただきたいと思います。通勤手当に関するものでありまして、10条の2、第1項第2号は5キロメートル未満の通勤手当については変更ございませんが、5キロメートル以上10キロメートル未満が4,100円から4,200円に、第3号において10キロメートル以上15キロメートル未満の通勤手当を6,500円から7,100円に、第4号においては15キロメートル以上の通勤手当を8,900円から1万円に改めるものでございます。

次の25ページの中ほど以降26ページにかけましては、勤勉手当の率を改正するものでございます。改正条例第1条で御説明いたしました勤勉手当の率からさらに次年度平成27年度に向けた準備のために改正を加えておくものです。これは、19条第2項、第1項中100分の82.5にいったん改めましたものを、100分の75に27年度以降改めると。それから第2項におきましては100分の35に改めたものを再度100分の35に改めなおすというものでございます。つまり本年12月においては100分の15を加えたボーナスを支給いたしますが、平成27年度は100分の15を6月と12月に100分の7.5、二分をいたしまして、100分の7.5ずつに分けて支給をするという改正でございます。

次に、附則について御説明をいたします。議案書の19ページをご覧いただきたいと存じます。 附則第 1 項では施行日について規定をしております。この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成27年4月1日から施行するとしております。 つまり改正条例第 2 条に規定する通勤手当と次年度平成27年度の勤勉手当の改正は、27年4月1日から適用するものという規定でございます。 附則の第 2 項は、給料について本年4月1日にさかのぼって適用し、改正後の条例第19条の第 2 項の規定、つまり勤勉手当については12月1日から適用することを規定しているものです。 勤勉手当は年間100分の15月分、再任用によっては100分の5月分を引き上げることとなることから、改正条例第 1 条では今年度は12月の勤勉手当で調整をしておりますが、改正条例第 2 条の規定で平成27年度以降は年間100分の15の引上げを6月と12月に振り分けて引き上げるということを規定しているものです。

附則の第3項には、適用日前の異動者の号給の調整について規定をしております。附則の第4項には、給与の内払いについて規定をしております。給料表の改正、それから勤勉手当率の改正

によりまして、遡及して適用することになりますので改正前に既に支給されている給与は内払いとみなすと、そしてその差額を支給するものだということを規定しております。附則の第5項には規則への委任について規定をしております。以上が本町の給与制度を、国家公務員人事院勧告に準じて改正するものでございますが、国家公務員との相違点は国の通勤手当は本年4月1日に遡及適用するものに対して、本町においては27年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第52号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を御 説明申し上げました。

日程第8 議案第53号 和水町課設置条例の制定について

〇議長(杉本和彰君) 日程第8、議案第53号「和水町課設置条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(高木洋一郎君) 議案第53号、和水町課設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。議案第53号、和水町課設置条例の制定について、和水町課設置条例を次のように制定することとする。平成26年12月10日提出、和水町長福原秀治です。

和水町課設置条例平成18年和水町条例第6号の全部を改正するものです。本条例は町の行政機 関を効率的、かつ効果的な組織に再編するために条例を改正する必要があることから条例案を提 出するものでございます。第2条をご覧いただきたいと存じます。現在の課の名称と異なる課の 名称は、第2号まちづくり推進課、第5号商工観光課、第7号農林振興課及び第8号の住民課で ございます。まちづくり推進の中枢となる課を設置するとともに三加和総合支所と本庁の課の再 編を併せて行うことにより効率的、効果的な組織及び事務執行を期すため、新たにまちづくり推 進課を設けるとともに経済課と三加和総合支所事業課が所管しております、農林水産畜産業、そ れから土地改良事業にかかる事務など、及び観光、商工振興及び鉱工業にかかる事務等を二つの 課、農林振興課と商工観光課に分けて事務を所掌するものでございます。また、総合支所に配置 し総合支所組織規則で設置しておりました、住民課と福祉課を一つの課とすることで連携して住 民サービスを提供する住民課に統合し、本条例に位置付けるものでございます。第3条事務分掌 について現在の条例と異なる部分を御説明申し上げます。総務課は2ページをご覧いただきたい と思います。コ、電子計算機処理に関する事項を追加いたします。2号のまちづくり推進課は現 在の企画課の事務に新たにカ、企業誘致に関する事項を追加いたします。第3号の税務住民課、 第4号の健康福祉課は変更ございません。第5号商工観光課は現在の経済課の商工観光、鉱工業 に関する事項及び農林振興課業務の本庁の窓口としての事務も所掌いたします。6号、建設課は 変更ございません。第7号、農林振興課は現在の経済課の農林水産畜産業及び土地改良に関する 事項並びに建設課及び商工観光課の三加和地域の窓口としての事務も合わせて所掌をいたします。 第8号、住民課は現在の総合支所住民課と総合支所福祉課が所管しております、それぞれの窓口 業務を引き続き行っていきますとともに、総合支所に配置を予定しております、農林振興課を除

く本庁に配置された課の窓口としての機能を併せ持つものであります。

なお、附則でこの条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上、和水町課設置条例の制定について提案理由の説明とさせていただきます。

日程第9 議案第54号 和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について

〇議長(杉本和彰君) 日程第9、議案第54号「和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 髙木洋一郎君

〇総務課長(高木洋一郎君) 議案第54号、和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について、 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について、和水町組織の再編に伴う関係 条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。平成26年12月10日提出、和水町長福 原秀治でございます。

和水町組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例、本条例は議案第53号和水町課設置条例の制定により、課の名称及び所掌事務を変更したことから関係する二つの条例の一部を改正する必要が生じましたので、関係条例の一部改正を提案するものです。

新旧対照表により御説明申し上げたいと思います。1枚お開きいただきたいと思います。

第1条関係は、和水町振興計画審議会条例の第7条で規定しております審議会の庶務を担当する課名を企画課からまちづくり推進課に改めるものです。第2条関係では、和水町農村地域工業導入促進審議会条例の第7条に規定しております、審議会の庶務を担当する課名を現在の経済課から商工観光課に改めるものです。以上、和水町組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由とさせていただきます。

日程第10 発議第7号 和水町議会委員会条例の一部改正について

〇議長(杉本和彰君) 日程第10、発議第7号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小山 曉君

〇議会運営委員長(小山 曉君) 発議第7号、和水町議会委員会条例の一部改正について提案 理由の説明を行います。

このたび、和水町組織の再編に伴い常任委員会の所管を改める必要があるため、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、和水町議会委員会条例の一部を改正するものであります。これがこの条例を提出する理由です。

新旧対照表をご覧ください。改正前の第2条第1号中、イの「企画課」を改正後、イの「まちづくり推進課」に改め、改正前の同条3号イ中「経済課」を改正後、「商工観光課」に改め、同

号中「ウ」を「エ」とし、イの次に次のように加える。「ウ 農林振興課に関する事務」とする ものであります。

なお、附則としてこの条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、和水町議会委員会条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第55号 和水町斎場条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第11、議案第55号「和水町斎場条例の一部改正について」を議題と します。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

〇税務住民課長(石原民也君) おはようございます。議案第55号、和水町斎場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、火葬場の使用料につきましては、町内者と町外者では金額が違い町内居住者とは現在、住民基本台帳に記載されている者か、もう1項目死亡当時、町外の施設に入所していた者のうち、入所以前町内に居住しかつ家族や親類等が町内に居住している者を町内居住者と規定しております。町外施設入所者の場合は町内に居住していた時期、親類等の範囲を限定することで町内居住者の判断をより明確にするため、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、改正条文に添付しております新旧対照表により御説明いたします。 次のページをお願いします。別表備考1の第2号中、「入所以前」を「入所直前」に、「親類」 を「3親等以内の親族」に改めるものでございます。また、附則としましては、この条例は平成 27年4月1日から施行するとしております。

以上で、簡単でございますが、和水町斎場条例の一部改正の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

日程第12 議案第56号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

〇議長(杉本和彰君) 日程第12、議案第56号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原民也君

〇税務住民課長(石原民也君) 議案第56号、和水町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、健康保険法施行令(大正15年勅令243号。以下「健保令」という。) 等の一部改正する政令が平成26年11月19日公布されたことに伴うもので、和水町国民健康保険条例(平成18年和水町条例第101号)の一部を次のように改正するものでございます。改正条文に添付しております新旧対照表の方で説明をしたいと思いますので、次のページをご覧ください。

出産育児一時金につきましては、和水町国民健康保険条例第4条第1項で被保険者が出産した

ときには、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産一時金として39万円を支給する。ただし必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものと定めております。この条文の第4条第1項中39万円を40.4万円に改めるものでございます。また、附則第1項としまして、平成27年1月1日から施行するとしております。附則第2項におきましては、経過措置といたしまして、施行期日前に出産した被保険者にかかる和水町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。としております。以上、簡単ではございますが、和水町国民健康保険条例の一部改正の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(杉本和彰君) しばらく、休憩します。

25分から始めます。

休憩 午前11時12分 再開 午前11時25分

○議長(杉本和彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第57号 平成26年度和水町一般会計補正予算(第8号)

〇議長(杉本和彰君) 日程第13、議案第57号「平成26年度和水町一般会計補正予算(第8号)」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 髙木洋一郎君

○総務課長(髙木洋一郎君) 議案第57号、平成26年度和水町一般会計補正予算(第8号)について提案理由の説明を申し上げます。

予算書の表紙の裏をご覧いただきたいと思います。平成26年度和水町一般会計補正予算(第8号)、平成26年度和水町の一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,578万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,599万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成26年12月10日提出、和水町長福原秀治でございます。第1表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正は、資料として添付しております7ページ以降の歳入歳出補正予算 事項別明細書の積み上げでございます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。6ページは第2表、地方債補正でございます。補 正前の額1,280万円にこのたび290万円を追加して、1,570万円とするものです。これは、合併特例 債でございまして、合併支援道路に位置付けられております県道和仁菊水線の道路改良に対する 県への負担金に充当するものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の資料として添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書にて主なものを御説明いたします。

歳入につきましては、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページの一番上の箱、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、これは413万7,000円を追加して補正後の額を3億265万1,000円とするものです。1目の民生費国庫負担金に360万3,000円の追加で、障害児施設措置費を増額補正するものです。これは、障害児福祉サービスの利用増加に伴います、事業量の増加に対応して追加するもので、事業費の2分の1を国が負担し町と県がそれぞれ4分の1を負担するものです。同じく3目、災害復旧費国庫負担金に53万4,000円を追加します。これは、本年8月の豪雨により被災いたしました公共土木施設の復旧工事に対する国の負担金で、事業費の3分の2を国が負担するものです。充当先といたしましては、蜻浦川、町道芝塚東山線に充当の予定です。続きまして、14款2項、国庫補助金、補正前の額に98万1,000円を追加して、補正後の額を2億189万3,000円とするものです。1目総務費国庫補助金は、98万1,000円を追加します。これは、社会保障・税番号制度の施行に伴います、コンピュータシステムの整備に対する補助金です。10分の10の補助率であります。

次に、15款、県支出金について御説明いたします。県支出金の1項、県負担金に90万8,000円を追加して補正後の額を1億9,528万4,000円とするものです。内訳は、2目の民生費県負担金、2節の障害児福祉費負担金に追加するもので、これは障害児福祉サービスの利用増加に伴います、事業量の増加に対応して県の負担金180万1,000円を追加するものです。

国庫負担金でも御説明申し上げましたとおり、事業費の2分の1を国、県と市町村がそれぞれ 4分の1を負担するものです。

9節、保険基盤安定拠出金につきましては、後期高齢者医療事業の拠出金の額が確定したことによりまして、89万3,000円を減額するものです。

15款、県支出金、2項、県補助金は、補正前の額に1,099万1,000円を追加して2億3,149万6,000円とするものです。2目の民生費県補助金は479万5,000円を追加するもので、介護予防拠点整備補助金です。これは、介護予防拠点として地区の公民館の改修事業に補助として充当するもので、補助率は10分の10です。

4目農林水産業費県補助金に619万6,000円を追加するもので、1節の農業費補助金の内、機構集積支援事業補助金に388万8,000円。これは、農地の集約、集積を促進するための農地台帳の電算化を図るための補助金です。中山間地域等直接支払事業交付金として40万8,000円、人・農地問題解決加速化支援事業に150万円、これは、青年就農交付金に充てるものでございます。

2節林業費補助金は、40万円を追加いたします。これは、林産物の生産性向上に資する園地整備に対して補助されるものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。15款県支出金、3項県委託金は、補正前の額に135 万1,000円を追加して、補正後の額を3,371万2,000円とするものです。

1目の総務費委託金に111万6,000円を追加します。これは、来年4月12日に施行予定の県議会

議員選挙にかかる委託金です。

5目土木費委託金に、23万5,000円を追加します。これは、県管理河川の樋門等の管理などに対する委託金23万5,000円でございます。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は補正前の額に6,452万1,000円を追加して、補正後の額を6億440万5,000円とするものです。これは、財源調整のため前年度の繰越金でございます。

21款町債、1項町債は補正前の額に290万円を追加して、補正後の額を9億9,073万4,000円とするもので、4目の土木費に290万円を追加するものです。県道和仁菊水線の改良工事に対する県への負担金に充てるものです。歳入につきましては、補正前の額、69億6,020万6,000円に8,578万9,000円を追加して補正後の額を70億4,599万5,000円とする歳入補正でございます。

次に、歳出について御説明いたします。11ページをご覧ください。歳出につきましては、一般職の職員の給与に関する条例で申し上げましたとおり、人事院勧告に準じた給与改定を伴うものが人件費でございます。

増減がございます。また、一部事務組合負担金も同じくこのたびの給与改定に伴う増加でございます。では、主なものを御説明を申し上げます。

2 款総務費、1項総務管理費の5目財産管理費に、150万4,000円を追加して補正後の額を2億5,618万5,000円とするもので、これは13節の委託料に150万を追加いたします。

菊水ロマン館及び三加和温泉並びに緑彩館の指定管理期間が、平成27年3月末をもって終了することから、指定管理者の選考委員会を設置することに伴う経費150万4,000円でございます。13節の委託料に150万円、指定管理候補者を選定するための企業診断委託料です。

具体的には、中小企業診断士2名に依頼をいたしまして、1社あたりの診断料として15万、応募企業を5社と見込んで計上しているところです。

6目の企画費に、557万4,000円を追加して補正後の額を1億1,261万6,000円とするものです。 主なものは、15節工事請負費に280万円を追加します。これは平野グリーンビレッジの東側敷地が 本年7月の豪雨によりまして、被災をいたしました。その法面崩落を復旧するための工事請負費 を追加補正をお願いするものです。19節負担金補助及び交付金に304万2,000円を追加します。主 なものとして、地域公共交通会議負担金に18万8,000円、地方バス路線維持補助金、254万1,000 円、この路線維持費の会計は10月1日から翌年の9月30日が会計年度でございまして、補助金の 額が11月に確定をいたします。8路線の補助金額が3,625万円でした。

当初、計上させていただいておりました予算額との差額、254万1,000円を追加するものです。 産業廃棄物処理地域振興策補助金29万3,000円を追加するものです。

次に、12ページの最上段をご覧いただきたいと思います。積立金、一番説明のところの積立金です。25節になりますが、積立金を29万3,000円減額いたします。これは19節の産業廃棄物処理施設地域振興策補助金に充当するために、当該基金への積立金を29万3,000円減額するものです。

8 目電子計算費に521万8,000円を追加して補正後の額を3億6,680万7,000円とするものです。 主なものは13節委託料に320万8,000円、備品購入費に102万9,000円、19節の負担金補助及び交付 金に98万1,000円をそれぞれ追加します。 13節の委託料は公共施設に敷設をしておりました、光ファイバーイントラネットケーブルの撤去にかかる委託料です。これは、三加和地域の三つの小学校に敷設しておりました、光ケーブル等が学校統合によりまして、役割を終えたことから撤去を行うための委託料でございます。

18節備品購入費、これは地籍地図をプリントアウトする印刷機でございます。この印刷機械が 老朽化により故障をいたしまして、修理不能な状態になったために更新するものです。67万6,000 円を追加いたします。失礼いたしました。備品購入が102万9,000円です。失礼いたしました。額 を間違えておりました。102万9,000円が印刷機を購入するための補正でございます。

19節が負担金補助及び交付金で、これは社会保障・税番号制度の施行によりまして、個人番号等にかかる情報を集約化する中間サーバといわれるものを利用するための負担金98万1,000円でございます。この中間サーバは国の委託を受けております、地方公共団体情報システム機構というところが持っておりますので、そこへの負担金です。

10目地域づくり推進費の5万円はこれは地域振興のために各種事業を展開する中でふるさと回帰支援センターの会員になりまして、本町の移住定住情報を全国に発信する拠点として有効なことから加入するための負担金でございます。

13ページをご覧いただきたいと存じます。 2 款総務費、4項、二つめの箱でございますが、4項選挙費、6 目県議会議員選挙費に111万6,000円を追加するものです。これは、来年4月12日に執行が予定されております県議会議員選挙の事前事務に準備に必要な経費を追加計上させていただくものです。これは、県の委託金を充当いたします。

3款民生費、1項社会福祉費について主なものを御説明いたします。

2目高齢者福祉費に1,657万2,000円を追加して、補正後の額を2億9,843万4,000円とするものです。内訳は、19節、負担金補助及び交付金に479万8,000円を追加します。これは、介護予防拠点整備事業補助金でありまして、介護予防の拠点として活用するための事業補助です。

町内5カ所の地区公民館、牧野、皆行原、日平、下津原中、下岩、この五つの地区の公民館の 改修事業に対して、補助するものであります。

県の補助金で措置されるものです。

28節繰出金に1,177万4,000円を追加いたします。これは、特別養護老人ホーム事業会計への繰出金で、特別養護老人ホーム事業会計の12月の追加補正の額に対しまして、前年度繰越金では賄えない状況にいたったことから、公営企業法第17条の3の規定に基づいて繰出すものです。

3目の障害者福祉費に728万4,000円を追加して、補正後の額を2億7,225万2,000円とするものです。主なものは、20節扶助費で、障害児施設措置費に720万6,000円を追加します。これは、障害児施設のサービスの利用増加による追加でございまして、当該事業につきましては、歳入のところでも申し上げましたとおり、2分の1を国が、4分の1を県、残りを町が負担するものです。14ページをご覧いただきたいと思います。14ページ3款、1項社会福祉費、7目後期高齢者医療費に208万7,000円を追加して補正後の額を2億4,072万3,000円とするものです。内訳は、19節負担金補助及び交付金に305万8,000円を追加します。これは、平成25年度の負担金精算の結果によりまして、追加して納付するものでございます。28節の繰出金、これは、後期高齢者医療事業会

計において、拠出金額の確定によって事業会計予算も併せて、減額の必要があるために繰出金を 97万円減額するものです。

15ページをご覧ください。

農林水産業費、1項農業費については、ずっと真ん中あたりの欄をご覧いただきたいと思います。補正前の額に1,007万3,000円を追加して補正後の額を3億1,190万円とするものです。主なものを御説明申し上げます。1目農業委員会費につきましては、13節委託料に388万8,000円を追加します。これは、農地の集積、集約化を促進するための農地台帳の電算化を図るための電算システム改修業務です。県の支出金を充当いたします。

14目の人・農地問題解決加速化支援事業の、19節負担金補助及び交付金に150万円を追加します。 これは青年就農者に対する就農給付金で2名分を追加補正するものです。こちらも県の支出金を 充当いたします。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、こちらに40万円を追加して、4,248万9,000円とするものです。19節の負担金補助及び交付金40万円を追加いたします。これは、稼げる竹林整備推進事業補助金でありますが、竹の子の生産力向上に資する園地整備に対して補助するもので、今回の補正では約1~クタール分に対して助成する予定でございます。

この事業につきましても、県の支出金を充てる予定でございます。

16ページをお開きいただきたいと存じます。

8款土木費、1項土木管理費の1目土木総務費、116万8,000円を減額をいたしまして、補正後の額を1億4,554万2,000円とするものです。主なものは、19節負担金補助及び交付金に300万円を追加します。県の道路事業に伴う負担金で総事業費が約2,000万円に対して、15%を町が負担するもので300万円。事業箇所は、県道和仁菊水線の西吉地地内の道路改良部分でございます。財源は、合併特例債290万円を発行して充当をいたします。

2 款道路橋梁費、2 目道路新設改良費に253万9,000円を追加いたします。主なものは、15節の工事請負費、250万円です。これは、県道玉名山鹿線と町道皆行原線の交差点部分、病院・特養へ向かう部分でございます。ここの道路拡張に伴う事業費250万円です。

18ページをお開きいただきたいと存じます。10款教育費、4項社会教育費の主なものは、3目公民館費の4万8,000円を減額するところですが、11節の需用費を減額をいたしまして、工事請負費を増額するという予算の組み替えでございます。これは、消防施設の点検を毎年行っておりますが、中央公民館の警報装置の不慮が発見されまして、改修対象が修繕料での支出としてはふさわしくない程度の規模だということを判断いたしまして、工事請負費に組み替えるものでございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、これにつきましては280万円を追加いたしまして、補正後の額を1,001万円とするものです。1目の災害総務費に200万円を追加いたします。これは、7月の豪雨によって被災をいたしました、道路の復旧工事費として200万円を追加いたします。被災箇所は9カ所ございました。その復旧工事費でございます。

2目の公共土木施設災害復旧費に80万円を追加いたします。これも同じく7、8月の豪雨により、被災をいたしました蜻浦川の護岸、それから町道芝塚東山線の路肩ブロックの復旧工事費でございます。以上、歳出については、補正前の額69億6,020万6,000円に、8,578万9,000円を追加して、補正後の額を70億4,599万5,000円とする追加補正の概要について御説明申し上げました。

以上、議案第57号、平成26年度和水町一般会計補正予算の提案理由に代えさせていただきたい と存じます。以上で終わります。

日程第14 議案第58号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)

○議長(杉本和彰君) 日程第14、議案第58号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原忠邦君

〇特養施設長(石原忠邦君) こんにちは。議案第58号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム 事業会計補正予算(第3号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏側をお開けください。

平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,262万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億965万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の 金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。平成26年12月10日提出。和水町長福原秀治。

5ページをお開きください。歳入について説明いたします。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金を1,084万7,000円増額補正しまして、3,662万6,000円としております。これは前年度繰越金を歳入財源として1,084万7,000円増額しております。

9 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を1,177万4,000円を増額補正しております。これは前年度繰越金を全額投入しても不足することから、一般会計からの繰入をお願いするものでございます。以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出について説明いたします。6ページをお願いします。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、1,901万2,000円増額補正しまして、4 億6,296 万円としております。

内訳は給料の264万3,000円の増額。職員手当等の852万6,000円の増額。共済費の784万3,000円の増額でありまして、人事院勧告による給与改定と定期昇給と中途退職による退職手当特別負担金の増額の補正でございます。

次に、2、サービス事業費の1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費を360万9,000 円増額しまして、4,207万3,000円としています。内訳は給料の139万円の増額。職員手当等の96 万9,000円の増額、共済費の125万円の増額です。人事院勧告によります給与改定と内部異動及び 来年1月の定期昇給に伴う人件費の補正でございます。 以上議案第58号平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第59号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(杉本和彰君) 日程第15、議案第59号「平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) それでは、議案第59号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額、 それぞれ7,536万2,000円としています。

はじめに歳出の方から御説明いたします。6ページをお願いいたします。総務費の一般管理費で給料を4万1,000円、職員手当等を5万7,000円、共済費を3万1,000円、それぞれ増額いたしまして、一般管理費、合計の12万9,000円を増額しています。これは人事院勧告に伴います給与の改定等によるものでございます。

なお、歳入につきましては、歳出歳入調整のため、繰越金で12万9,000円を計上いたしております。

簡単ですけれども、以上で議案第59号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号) について提案理由の説明を終わります。以上です。

日程第16 議案第60号 平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第16、議案第60号「平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) 議案第60号、平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号) につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,570 万5,000円としています。

歳出の方から御説明いたします。6ページをお願いいたします。今回一般管理費の負担金補助及び交付金で41万円を増額しています。内容につきましては、下水道接続率向上を目的といたしました、熊本県の交付要綱に合わせまして町でも助成金交付要綱を定めておりますけども、これに申請者の本年増加がございまして41万円の増額を計上したものでございます。本年度は5件を予定しておりましたけれども、すでに9件の申請があっておりまして、その分の増額となります。

歳入についてでございますが、前頁の5ページをお願いいたします。歳入につきましては、前

年度繰越金で20万を計上しております。

また、県の下水道接続向上に伴う補助といたしまして、生活排水適正処理重点推進事業補助金 を21万円計上いたしまして、41万円の補正をお願いしているものでございます。

以上、議案第60号平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第61号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第17、議案第61号、「平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補 正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〇議長(杉本和彰君)

税務住民課長 石原民也君

〇税務住民課長(石原民也君) それでは、議案第61号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ96万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ1億4,682万1,000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。5ページをご覧ください。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目 事務費繰入金、22万1,000円の増額。これは人事院勧告の給与改定による増額となっております。

2目保健基盤安定繰入金、119万1,000円の減額。これは低所得者等の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1、公費において補てんするものでございますが、10月20日の基準日で判定し、119万1,000円の減額となっております。

次に、6款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入が健康保持 増進事業収入の増により、2,000円増額しております。その内訳は、健診受診者が増えたことで、 健康診査費が40万2,000円の増額。肺炎球菌ワクチンの接種者が当初見込みより少なかったため、 接種助成額40万円を減額、計の2,000円の増額になります。

次に、歳出の方を説明いたします。 6 ページをご覧ください。 1 款総務費、 1 項総務管理費、 1 目一般管理費、 2 節の給料 4 万 1 ,000円の増額、 3 節職員手当等の 4 万 4 ,000円の増額。 4 節の 共済費 13 万 6 ,000円の増額。 計の 22 万 1 ,000円の増額でございます。 これらは人事院勧告の給与改定による増額となっております。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金19節の負担金補助及び交付金の基盤安定負担金として、119万1,000円の減額、これが先ほど歳入の方でも申し上げましたとおり、低所得者等の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1補てんしており、当初の見込みより実績確定により減となったため、119万1,000円を減額しております。

次に、3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費、13節委託料38万7,000円の 増額。14節使用料及び賃借料1万5,000円の増額。計の40万2,000円を増額しております。同じく 3款保健事業費、1項保健保持増進事業費、2目予防接種費の肺炎球菌ワクチン接種助成が当初の見込みよりも接種者の方が少なかったため40万円を減額しております。

以上で簡単ですが、議案第61号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)の提案説明を終わります。よろしくお願いします。

日程第18 議案第62号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(杉本和彰君) 日程第18、議案第62号、「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会 計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 豊後正弘君

〇病院事務部長(豊後正弘君) 議案第62号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補 正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

まず 1 ページをお願いいたします。第 2 条の収益的収入及び支出の補正でございます。収益的収入及び支出とも1,223 万4,000 円を増額し、計の 9 億9,712 万3,000 円としております。

まずはじめに収入から申し上げます。第1項の医業収益で1,223万4,000円を増額しております。 次に、支出でございますが、第1項の医業費用で1,177万7,000円の増、第3項の健康管理センター費用の4万8,000円の増。第4項の居宅介護支援事業費用の26万2,000円の増。第5項の訪問看護事業費用の14万7,000円の増額として計上しております。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。当初予算の第4条で資本的収入額が 資本的支出額に対して不足する額6,276万4,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対して不足 する額6,330万7,000円に改めまして、それが支出の第1項の建設改良費に54万3,000円増額計上し ております。

次に、2ページをお願いいたします。第4条で当初予算第7条に定めました、職員給与費でありまして、1,223万4,000円を増額しまして6億4,565万1,000円としております。内容につきましては、13ページから最後のページ、17ページまでの方が詳細に掲載しておりますので、まず13ページから説明いたします。13ページをお願いいたします。収益的収入の予算基礎算出資料でございます。1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益、第3節の後期高齢者診療報酬収益で、1,223万4,000円を増額計上しております。これは後期高齢者の入院患者の増加によります診療報酬の増が見込まれるため、増額計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。14ページと15ページは、収益的支出の基礎算出資料でございます。1款病院事業費用、1項医業費用、1目の給与費に1,177万7,000円。その下の段の3項健康管理センター費用に4万8,000円。15ページの4項居宅介護支援事業費用に26万2,000円、5項の訪問看護事業費用に14万7,000円、収益的支出の合計が1,223万4,000円、増額計上しております。これは人事院勧告によります給与改定に伴うもので計上しております。次に、最後のページ、17ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目の資産購入費、3節の医療器械購入費、54万3,000円。

医療機器購入費といたしまして、今回二つ購入しますけども、その一つが滅菌パックシーラーといいまして、はさみとか酸素チューブとか、診療材料等を滅菌にするためにパック詰めをする器械でございます。パック詰めは開封部分が高熱で熱することによりまして、封をしますがこれが老朽化によりまして、熱が高温に達しない状況になっております。今回、24万3,000円補正で計上しております。

もう一つが院外処方箋、QRコード対応システム改修でありまして、これは病院で交付されます処方箋の情報等を電子化しまして、院内の調剤薬局に提供するシステムでございます。30万円の補正を計上しております。

以上で議案第62号、病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第63号 町道の路線廃止について

○議長(**杉本和彰君**)日程第19、議案第63号「町道の路線廃止について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

〇建設課長(池田宝生君) それでは議案第63号、町道の路線廃止について提案理由の説明を申し上げます。

町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定において準用します同法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございます。今回提案してるものでございます。

次ページをお願いいたします。路線名が一井木線。起点が和水町岩字一井木386番の1地先から 終点が岩字迫ノ前2121番1地先です。道路延長が55.5m。幅員が3.0から9.2mでございます。

廃止の理由でございますけれども、この路線につきましては、旧三加和町当時、平成14年に行われました県営圃場整備事業によりまして、起点側の付け替えが行われておりましたけれども、終点の変更処理が行われておりませんでしたので、今回いったん廃止のお願いをするものでございます。

以上、議案第63号、町道の路線廃止について提案理由の説明を終わります。

日程第20 議案第64号 町道の路線認定について

○議長(杉本和彰君) 日程第20、議案第64号「町道の路線認定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) 議案第64号、町道の路線認定について、提案理由の説明を申し上げます。

町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を経る 必要がございますので今回提案しております。

次のページをお願いいたします。今回3路線の提案をお願いしております。

初めに整理番号331番。これは路線番号ともなります。路線名が竃門寺原線。起点が竈門字亀ノ甲から終点は竈門字寺原までとなります。道路延長が470m。幅員が4.1mから5.6mでございます。この路線は起点及び終点がともに県道玉名立花線に接続しておりまして、道路沿いには9軒の民家が点在しております。住民の生活道路といたしまして、必要不可欠な道路であるものと思いまして、町道として管理すべきものと思っております。

次に、整理番号750番。路線名が東山大坪線。起点が上和仁字野中から終点が上和仁字大坪までの道路延長610mで、幅員が3mから5.2mでございます。東山大坪線は、圃場整備によります新規の道路部分と一部既存の道路となっております。起点は町道芝塚東山線でありまして、終点側は坂本上和仁線に接続しております。この路線につきましては、東山地区からこの道路を利用いたしまして、スクールバスへのスクールバス停留所への向かう通学路でもあります。また、民家も2軒あることから地域住民の重要な生活道路であるとして、生活道路として利用されております。この道路につきましても、町道として維持管理すべき道路であると思っております。

もう一路線が整理番号649号。一井木線です。この路線は起点が岩字一井木から終点は、岩字迫ノ前までの道路延長60mで、幅員が3.0から12mでございます。この路線は、先ほど廃止の提案を申し上げておりますけれども、圃場整備によりまして起点側の付け替えによる変更があっております。この路線につきましては、道路法第10条第1項の規定によりまして、いったん町道の廃止を行いまして、新たに変更区域での認定お願いするものでございます。

以上議案第64号、町道の路線認定について提案理由の説明を終わります。

日程第21 陳情等の常任委員会付託について

○議長(杉本和彰君) 日程第21「陳情等の常任委員会付託について」、本日までに受理した陳 情等は、お手元に配りました「陳情等文書受付一覧表」のとおり1件を配付、4件を所管の常任 委員会に付託しましたので報告します。

○議長(杉本和彰君)以上で本日の日程は、全部終了しました。

11日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 0 時22分